

令和7年度姫路市放課後等デイサービス人材確保事業の概要

この事業は、市内の新規放課後等デイサービス事業所に勤務する児童発達支援管理責任者、児童指導員又は保育士に姫路市放課後等デイサービス人材確保一時金（以下「一時金」という。）を給付し、新規の放課後等デイサービス事業所の開設促進を目的としています。

1 交付対象者

交付対象者は、（１）の新規放課後等デイサービス事業所に勤務し、（２）の条件を満たす場合に一時金を給付します。

（１）対象となる放課後等デイサービス事業所

ア 令和6年4月1日から令和9年3月31日の間に市内で新たに放課後等デイサービス事業所として開設していること。

（ア）新規申請分

令和7年4月1日から令和8年3月1日の間

（イ）継続申請分

令和6年4月1日から令和7年3月31日の間

イ 姫路市から児童福祉法に基づく放課後等デイサービスの指定を受けた又は受ける見込みであること。

（２）勤務条件

ア 令和6年4月1日以降の新規放課後等デイサービス事業所に新たに専従する常勤の児童発達支援管理責任者、常勤の児童指導員又は保育士として雇用された者であること。

イ 新規放課後等デイサービス事業所の設置者に直接雇用されていること。

ウ 新規放課後等デイサービス事業所に児童発達支援管理責任者又は児童指導員等として勤務を開始した日から過去1年以内において、当該新規放課後等デイサービス事業所以外の市内の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所に、児童発達支援管理責任者又は児童指導員等として勤務したことがないこと。

エ 対象職員の人事異動、退職、その他の理由により、勤務実態が確認できない場合は交付対象となりません。ただし、新規指定後、6か月以内に新たに採用された職員及び退職等があり、そのあとに採用された職員は補助金の交付対象となります。

オ 過去に本事業による一時金の交付を受けていないこと。ただし、前年度から引き続き交付の対象となっている者を除きます。

2 一時金の額

次のとおり指定後最大3年間（36か月間）、次のとおり年度ごとに申請者の口座に振り込みます。ただし、勤務が1か月に満たない月は勤務月数に含みません。

ア 児童発達支援管理責任者 月2万円×12か月×3年間＝72万円

イ 児童指導員及び保育士 月1万円×12か月×3年間＝36万円

ウ（※）加算 月1万円×12か月×1年間＝12万円

（※）主として重症心身障害児等に放課後等デイサービスを行う事業所に勤務する場合（加算については、指定後12か月間に限り支給する。）

3 申請手続き

新規放課後等デイサービス事業所は、下記の申請書類と必要な添付書類をつけて、姫路市オンライン手続きポータルサイトで提出してください。

（1）姫路市放課後等デイサービス人材確保一時金交付申請書（様式第1号）

（2）経歴書（様式第2号）（※継続申請の場合は不要）

（3）雇用証明書（様式第3号）

（4）次の職種に応じた資格又は研修の受講を証明するもの

ア 児童発達支援管理責任者

児童発達支援管理責任者の研修修了証の写し及び児童発達支援管理責任者の実務経験証明書の写し

イ 児童指導員

基準第43条に規定する児童指導員の資格証明を証明する書類の写し

ウ 保育士

保育士証の写し

（5）その他市長が必要と認める書類

4 提出期限

令和8年3月10日（火曜日）

5 提出先

姫路市オンライン手続きポータルサイト（電子申請）

(連絡先)

姫路市役所 障害福祉課 請求担当

〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地

電話 : 079-221-2454

FAX : 079-221-2374

6 交付決定

提出された申請書の審査を行い、一時金の交付の可否を決定し、「姫路市放課後等デイサービス人材確保一時金交付可否決定通知書(様式第4号)」により通知します。

申請の内容に変更が生じた場合は、「姫路市放課後等デイサービス人材確保一時金変更交付申請書(様式第5号)」により、速やかに報告してください。

7 実績報告・請求

一時金の交付決定を受けた年度末の実績報告と併せて、請求書を提出してください。

8 提出内容

新規放課後等デイサービス事業所の設置者は、各年度の交付決定後、次の書類ア～オを市に提出してください。

- ア 姫路市放課後等デイサービス人材確保一時金実績報告書(様式第7号)
 - * 書類作成日は3月31日付で作成してください。
 - 誓約書欄の署名は一時金を支給するために必ず必要です。
- イ 姫路市放課後等デイサービス人材確保一時金請求書(様式第8号)
- ウ 姫路市放課後等デイサービス人材確保一時金交付可否決定通知書の写し
- エ 姫路市放課後等デイサービス人材確保一時金交付決定変更通知書の写し
 - * 変更申請をされ、交付決定変更通知書による通知を受けた場合のみ必要です。
- オ 対象職員への一時金の支払いが確認できる次のいずれかの書類
 - ・ 社内規程、就業規則、給与規程その他一時金の支給に係る規定を確認することができる書類
 - ・ 当該年度における対象職員の給与明細書又は給与台帳等
 - ・ 誓約書(上記2点が間に合わない場合のみ。誓約書の提出の場合は、令和8年6月30日までに上記2点のいずれかを提出してください。)
- カ 相手方登録申出書(押印済みの原本)

*相手方登録申出書に記載の振込口座に振り込みます。

9 提出期限（実績報告・請求書類）

（１）提出期限

令和８年４月１０日（木）まで

（２）提出先

姫路市オンライン手続きポータルサイト（電子申請）

10 支払い

（１）支給方法

相手方登録申出書に記載の振込口座に支払い、新規放課後等デイサービス事業所の設置者に支払通知を送付します。

（２）支給時期

令和８年５月上旬予定

11 交付決定の取消し等

虚偽の申請・報告があると判明した場合は、交付決定の全部又は一部を取消し、また既に一時金が交付されている時は、期限を定めて一時金の返還を命じることがあります。

12 その他注意事項

この一時金は、姫路市放課後等デイサービス人材確保事業実施要綱第９条において、交付決定者が対象職員に一時金を支払った書類として、給与規程、給与明細書等を求めていることから、給与に該当すると考えています。詳細については、税務署にお問い合わせください。